

2015年度 各種支援のご案内

教会・牧師の活動を協力伝道の祈りで応援します！



ここでご案内する支援の申請方法、支援内容また報告についてのお問い合わせは、
連盟宣教部国内伝道室までお尋ねください。



伝道プログラム支援が新しくなったことをご存じですか？

前年度経常献金が
700万円以下

すべての教会が対象に！！

これまでは、前年度経常献金が原則として 600 万円以下と 700 万円以下の教会を分けて、二色の支援を行ってきました。今回の規程改訂によって、前年度の経常献金 700 万円以下の教会を対象として、一本化しました。（詳しくは連盟の HP「規程集」をご覧ください。※閲覧にはパスワードが必要です。）



福音落語会の様子（花野井）

2015 年度は伝道プログラム支援の「人材交流」に力を注いでいきます。教会間同士の交流が盛んに行われ、パートナーシップ、伝道隊の派遣、また教会コンサルテーションによる助言者の招聘など、互いに開き合う協力関係を築いていただくためにご利用いただければと思います。

**学び、交わり、
互いに開き合う協力関係。**



国内ミッション・スタディツアー（五島）

教会間パートナーシップ

に関しては、経常献金額関係なく

全ての教会

が利用可能に！

「教会間パートナーシップ伝道」の項目については、相手教会が経常献金 500 万円以下の教会であれば、連盟に加盟するすべての教会が申請し、利用できるようになりました。伝道隊派遣などの際に、ご利用ください。（国内 MST を実施。今後参加した人々の教会間で協力関係が起こされることを期待します。）

**あなたの教会の伝道が
より豊かにされるために**

全国諸教会から捧げられる協力伝道献金は、あなたの教会の働きを支えるために用いられます。「これは伝道プログラム支援として申請できるのかな？」と思うようなことでも、ぜひ宣教部にご相談ください！宣教の働きが豊かにされるために、一緒に考えてまいりましょう。



礼拝風景（山形教会酒田のぞみ伝道所）



【報告】 地域に教会の存在を知られていなかったことに驚きを感じていた。今回、本教会案内のチラシにより、直接、具体的に案内することができるようになった。常時携帯し、機会あるごとに、手渡し案内するよう心がけています。イラスト文字すべて手書きですので、柔らかな印象で子どもたちから高齢者にも受け入れられています。（牧師）

徳島教会案内



教会案内

パンフレット&チラシ

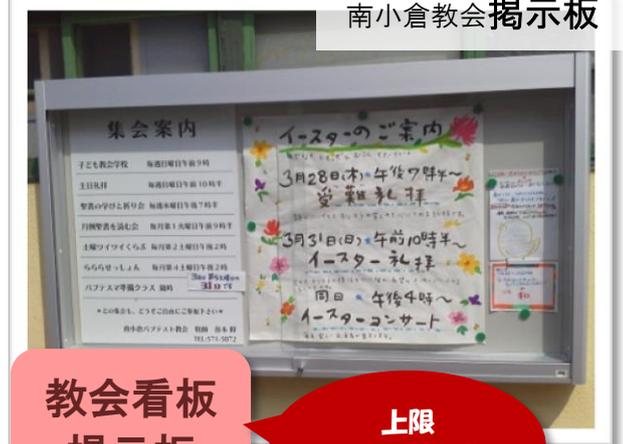
上限
15万円

【報告】 どっかーんと地域に向けて命を大切に作るメッセージを発信する道具になればと思います。（教会員）

“大事”、“大丈夫”が伝えたい！言いながら自分たちにも響くような感じがいいな。（教会員）

教会のみんなで話し合いながら、地域への情報発信、メッセージのためにどんどん活用していきたいと思います。（牧師）

南小倉教会掲示板



教会看板
掲示板

上限
30万円

伝道プログラム支援 支援内容 ご紹介

伝道プログラム支援は、特別伝道集会などのプログラム実施だけではなく、教会の伝道がより豊かにされるために、あらゆる方法を用いて利用することが可能です。最近の申請の傾向としては、体の不自由な方にも教会に集っていただくためバリアフリー化をしたり、ご高齢の方々のために音響および空調の設備を整えたりする教会が増えています。様々な人を招き入れるために教会が工夫しておられるようです。伝道プログラム支援は、そのような教会の伝道への思いを尊重し、応援するための支援です。ぜひご利用ください。

上限
20~30万円

施設整備

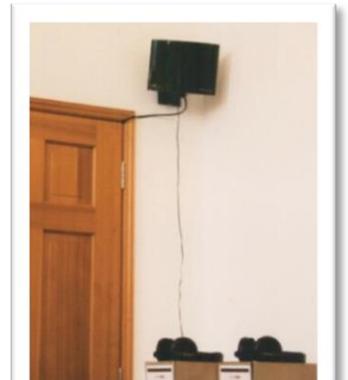
【報告】 これからの様々な行事にも、安心して教会にお迎えすることができ、心から感謝しております。教会員の少ないなか、御支援を受け、さらなる宣教の希望が与えられて感謝しております。（牧師）

【報告】 今回のことで、説教や、集会の話がよく聞こえるようになり、教会に行くのが楽しいです。私たち高齢者のためにいろいろ考えてくださった教会の皆様感謝します。（教会員）

施設後は、ノイズ、ハウリング等がなくなり、礼拝等がスムーズになり、特に視聴覚に困難を持っておられる方も、話がよく聞こえるようになったと好評です。（執事）



トイレ・バリアフリー化（富江教会福江伝）



音響設備設置（相浦光）

伝道プログラム支援

■概要

伝道プログラム支援は、教会が伝道力を高めて、多様な伝道に取り組む力を養うための支援である。地区宣教主事のコーディネートを通して、地方連合の助言を得て支援を行っていく。

■対象

すべての伝道所、もしくは経常献金が **700 万円以下** (借家借室料を除く) の教会。

■内容 ※原則として、年度内一種類一項目の支援をいたします。

| 種類 | 項目 | 支援額 |
|-----------------------|---------------|------|
| 1) 教会開拓伝道活動費 | 開設助成費 | 10 万 |
| | 伝道費 | 内容相談 |
| | 借家借室料支援費 | 60 万 |
| 2) 離島伝道活動費 | 教会活動費 | 60 万 |
| 3) 教会維持活動費 | 無牧師教会礼拝支援費 | 20 万 |
| | 連盟出版物購入推進費 | 20 万 |
| 4) 礼拝堂整備費 | 音響・視聴覚設備整備費 | 20 万 |
| | バリアフリー化・施設整備費 | 30 万 |
| 5) 広告宣伝費 | ホームページ開設・準備費 | 10 万 |
| | 教会看板、掲示板設置費 | 30 万 |
| | チラシ、教会案内作成費 | 15 万 |
| 6) 教会研修費 | 講師招聘費 | 10 万 |
| | 助言者問安費 | 10 万 |
| 7) 教会間パートナーシップ 伝道費 | 人材交流費 | 10 万 |
| | 伝道隊派遣・受け入れ費 | 10 万 |
| 8) 伝道プログラム開催費 | 特別伝道集会開催費 | 15 万 |
| | 音楽集会開催費 | 15 万 |

■注意事項 (必ずご確認ください!)

・申請は、年度内に一度に限ります。また一度に申請できるのは、

原則として **1 種類 1 項目まで** とさせていただきます。

例) 広告宣伝費のホームページ開設費とチラシ作成を申請し、両項目の上限額を足して 25 万円の申請を行うなどの項目を超えた申請は受け付け致しかねます。(2013 年度より)

・音響/視聴覚設備・整備費については、その教会のビジョンや必要を満たす設備を整備する計画を立てていかれるよう、助言をさせていただきたいと考えております。あらかじめ宣教部国内伝道室にご相談ください。

■要件

申請前年度の協力伝道献金が原則「祈りと励ましの標準比率」を達成、もしくは達成予定であること。



■締切

- ・1次締め切り **2015年 3月31日(火)**
1/1～3/31の支援申請 ⇒6月末までに送金。
- ・2次締め切り **2015年 6月26日(金)**
4/1～6/26の支援申請 ⇒9月末までに送金。
- ・3次締め切り **2015年 11月20日(金)**
6/27～11/19の支援申請 ⇒翌年1月末までに送金。

<以下、ご了承ください>

※昨年度とは、締切日程が変わっていますのでご注意ください。

※支援の内容や書類が整わないなどの事情により、決定・送金が遅れる場合があります。

※2次と3次の期間に出された支援申請については、年度内の予算額や申請件数などによって、受け付けが出来ない可能性があります。

■手順

伝道のプログラムを企画して、支援の申請を思い立ったら

1. 電話で連盟宣教部国内伝道室に相談をし、申請書類などを送ってもらうように依頼する。データをご希望の場合は、その旨を担当者に伝える。
 2. 教会の牧師や執事／役員会とよく相談をする。
⇒その伝道活動が教会の祈りにふさわしいものであるか、教会全体で合意できるものかよく確認してください。(規程の解釈が間違っていないか国内伝道室に確認してください)
 3. 申請書類一式を整えた後、宣教部国内伝道室に郵送する。
 4. 地区宣教主事と地方連合会長は、必要に応じて問安を行い、宣教部国内伝道室に提出する助言書を書く。
 5. 宣教部長は、申請書類一式と二通の助言書をもとにして、支援決定を行う。
宣教部長の判断により、地区宣教主事会の協議を経て、支援決定を行う場合もある。
(この時に、決定が出来ない場合や、減額がなされる場合もありますのでご了承ください)
 6. 支援決定通知を宣教部が発行し教会に送付する。教会は決定通知書と同封されている振込用紙に、必要事項を記入した上で、宣教部に送る。
 7. 送金手配がなされ、教会指定口座に送金される。
 8. 教会は、計画していた伝道のプログラムの事業を行い、その後、報告書を宣教部に提出する。
(決定・入金を待たずに先に実施する場合もあることと思います。ご相談ください。)
- ※教会総会などを通じて、協力伝道の働きの中で連盟諸教会からの献金と祈りによって実施されたことを、教会全体でぜひ共有してください。

2014年度伝道プログラム支援 実施教会(2014年11月現在)

太田伝道所、酒田伝道所、高知伊勢崎、松本蟻ヶ崎、筑紫野南、花野井、篠栗、大川伝道所
宍岐、北山、日立、飯能、江波、福江伝道所、福岡西部



教会特別支援(第一支援)

■概要

牧師を招聘しているものの、財政的・人力的に厳しい状況になっている教会を支援するもの。経常献金(借家借室料を除く)400万円以上の教会となっていくことができるように、励ましを行う。

■対象

・前年度経常献金(借家借室料を除く)が**400万円**以下の教会。

■要件

- ・この支援によって400万円以上の経常献金の教会になっていく意欲とビジョンを持っていること。
- ・協力伝道献金が「祈りと励ましの標準比率」を達成、もしくは達成予定であること。
- ・支援期間中、宣教部長が委嘱した者の助言を受け、その助言などについて教会で話し合うこと。
- ・3ヶ月ごとに教会の週報など(教会の活動や現状が分かるもの)を連盟宛に送付すること。

■支援期間

・最長**5年**

■支援額

・年度内上限**60万円**

※但し、支援額は当該年度の連盟予算の限度、及び受理件数に基づく算定による。

■締切

2015年 3月31日(火)

※継続支援を希望する教会も、毎年申請書を提出してください。

■手順

1. 教会特別支援申請を思い立ったら

- ⇒1. 規程をよく読み、牧師や執事/役員会でよく相談をする
- ⇒2. 電話で連盟宣教部国内伝道室に相談をする。申請書類などを送ってもらうよう依頼する。
- ⇒3. 支援の実施により、経常献金400万円以上を目指す教会形成について、教会で話し合っていく。

2. 宣教部からの問安と助言を受ける

- ⇒1. 宣教部は教会の自立を目指す方策を確認し、必要な助言を行います。
(連盟全体の予算の関係上、新たに牧師人事を起こして教会形成に励もうとしている教会を優先します。)
- ⇒2. 助言を受けて、それにどう応えていくかを、教会の総会で審議し、教会特別支援を教会の新年度活動計画の中に盛り込み、教会総会で決議する。

3. 教会は、申請書類一式を整えた後、宣教部国内伝道室に郵送する。

4. 宣教部長は、地区宣教主事と、地方連合会長からの助言を受ける。必要に応じて問安を行う。

5. 宣教部長は、申請書類一式をもとにして、支援決定を行う。

宣教部長が協議の必要性があると判断した場合は、地区宣教主事会の協議を経て、支援決定を行う。
(この時に、決定が出来ない場合や、減額がなされる場合もありますのでご了承ください)

6. 送金手配がなされます。

(ただし、支援額によっては分割によって送金することもありますので、予めご了承ください。)

7. 支援を受けている教会は、三ヶ月に一度、教会の週報などにより教会活動の報告を宣教部に行う。

8. 宣教部からの助言に基づき、研修会実施や諸集会への参加などを積極的に行う。

2013年度第一支援 実施教会

大泰野、神戸新生、霊水、リビングホープ、尼崎、かたえ、延岡



教会特別支援(第二支援)

■概要

教会の財政的自立を支援するもの。教会活動の重要な部分を担う牧師を処遇することは、教会にとって大切な業である。牧師の生活を支え、福音伝道や教会形成のサポートを行う。

■対象

・前年度経常献金(借家借室料を除く)が**500万円**以下の教会。

■要件

- ・「自立を目指す方策」を立て、期待する支援がその方策の中で占める位置を明確にする。
- ・フルタイムの牧師を招聘している場合、牧師給与は支援の後の予算総額(借家借室料を除く)のおよそ70%、かつ、連盟牧師給補助規程付表のおよそ75%を目安とする。
- ・協力伝道献金が「祈りと励ましの標準比率」を達成もしくは達成予定であること。
- ・支援期間中、常務理事が委嘱した者の助言を受け、その助言などについて教会で話し合う。
- ・毎月の活動を指定した報告書に記入の上、3ヶ月分の週報とあわせて常務理事宛に送付する。

■支援期間

・原則は**5年以内** ※但し、支援を延長することで、自立の見通しが立つと教会が判断する場合、最終年度前に延長の申請をすることが出来る。この場合でも支援累計期間は、8年を越えないものとする。

■支援額

・初年度の支援額は**年度予算(支援を含む)の3分の1**以内で、**次年度以降漸減**する。
※但し、支援額は当該年度の連盟予算の限度、及び受理件数に基づく算定による。

■締切

2015年 1月8日(木)

※締め切りに間に合わない場合はご相談ください。

■手順

1. 教会特別支援の申請用紙送付を宣教部に依頼する。
2. 新規の申請の場合、当該教会への問安を実施する。申請書送付依頼時点において、申請内容を確認の上、問安予定日を調整する。
3. 常務理事は、申請書を審査し、地区宣教主事会を経て、理事会に提案する。
4. 理事会は、申請件数、連盟予算を勘案の上、支援を決定する。

※伝道プログラム支援の同時併用について

第一支援、第二支援においても、同一年度内に伝道プログラム支援を受けて、積極的に伝道を展開する意向がある場合は、宣教部までご相談ください。

2014年度第二支援 実施教会

・四日市教会



教会特別支援(緊急支援)

■概要

突発的に起こる災害などによって教会が被害を受けたり、牧師が事故にあったり病気になったなどの緊急に支援が必要になった時のサポートを行う。

■対象

・自然災害、事故などによる一時的経済的困窮に陥っている教会。

■期間

一時的支援

■支援額

常務理事の判断による

■申請受け付け

常時

■手順

1. 教会特別支援緊急支援の申請用紙送付を宣教部に依頼する。
2. 申請内容について常務理事の決裁のもと支援執行を決定する。

2014 年度緊急支援 実施教会 府中、札幌新生、岡山



府中教会

災害内容：大雪
支援内容：破損した門扉修理
被害総額：196,798円
支援申請額：178,000円
申請理由：3月の大雪のために、門扉が破損。教会内に侵入可能となり、危険な状態。修理不可能で、新しいものに付け替えが必要。當繕献金ではまかなえないため、支援を申請したい。



札幌新生教会

災害内容：大雪
支援内容：破損した窓修理
被害総額：58,000円
支援申請額：58,000円
申請理由：2月、屋根より積雪が落下。大量の雪が窓に直撃、部屋に侵入。4月、被害状況を確認し、見積もりを依頼。今後も同様の被害を想定し、窓枠にフェンスを設置する予定。



岡山教会

災害内容：地震
支援内容：会堂正面壁修理
被害総額：237,600円
支援申請額：177,600円
申請理由：3月早朝に起こった地震により、会堂正面の壁上部が崩落。補修と応急補修済だが、早急に原状回復を図りたい。その費用補助をお願いしたい。



全国支援・地域協働プロジェクト支援

■プロジェクトの概観

『教会』が地域の教会と『協働』しながらこのプロジェクトの『主体』となり、計画を立案する。地方連合の賛同を得る中で、教会自身が、このプロジェクトの議案を『連盟総会に提案』。

■プロジェクトの内容

A: 開拓伝道

地域の複数教会が協力しておこなう開拓伝道プロジェクト

B: 教会復興、教会強化

地域の複数教会が協力しておこなう教会復興、教会強化プロジェクト

C: 宣教課題

地域における宣教課題を推進するプロジェクト

■要件

教会が申請できる連盟支援額は、プロジェクト総予算の **80%以内** とし、かつ、60万円～8000万円の範囲。※詳細については宣教部国内伝道室までお問い合わせください。

■支援期間

プロジェクト支援期間は **3～8年** を原則とし、**最長 10年**。

※連盟理事会は連盟予算や提案内容などを勘案して事前審査、調整をおこなう。連盟宣教部は、地方連合等と共に必要な協力をおこなう。

2014年度 地域協働プロジェクト支援 支援実施教会
金沢／富山教会

新提案！！

【北九州宣教センター プロジェクト】 ※第60回定期総会にて提案されたプロジェクトです。

契機: 近隣の仲間である教会が解散し、閉鎖となる出来事を身近に体験し、地域にある教会の連携を強め、教会が相互に支援する仕組みを構築する必要に迫られ、その取り組みを始めた。

目的: ①教会活動を支援し強化する

②連合の働きを強化する

働き: 2015年度から2022年度の8年間にわたって主事を中心として以下の働きを担う。

①教会強化に関する働き

教会強化のためのさまざまなコーディネートを担当。センターは主事と共に、教会自身がそれらを担うために援助・支援し、手伝える。

②連合活性化支援に関する働き

連合の活動や機能を、各個教会の強化につながる形で充実させるためのコーディネート・調整を行う。また連合活動への参加を通じた教会間の連携や協力・協働を促し、各個教会が相互的に教会強化に参加しあう連合活動をコーディネートする。委員会強化によって主事の働きは最小限化を目指す。

③連合事務

教会支援センター窓口と連合事務は、宣教支援センター主事が統合的に担う。当面は広報に重点を置き、随時上記①②項の働きを連合内で共有する。文書資料管理等の連合の事務局の働きは、段階的に連合そのものの機能へと移行、8年間の主事の任期の後には連合総務委員会を発足させ、連合事務の機能を担う。

予算: 連盟からの支援 8年間
連合負担 8年間

合計 3,680万円
合計 1,440万円

総計 5,120万円



牧師研修活動支援

■概要

教会又は伝道所に招聘され立てられている牧師が、伝道や牧会の課題に取り組むために、連盟研修活動への参加を支援することを目的とする。

■対象

- (1)連盟加盟教会から初めて招聘を受けてから、現在赴任して通算**5年以内**の牧師または伝道師、主事等。
- (2)申請前年度の経常献金が**600万円**以下の教会。

■研修活動の例

- (1)連盟宣教部・総務部および宣教研究所、各特別委員会、日本バプテスト女性連合、日本バプテスト連盟全国壮年会連合、西南学院大学神学部、東京バプテスト神学校、九州バプテスト神学校が主催する研修会、伝道隊、スタディーツアー及び全国大会等への参加。
- (2)宣教研究所、西南学院大学神学部、東京バプテスト神学校、九州バプテスト神学校の助言を得て、教会および牧師が立案した個人継続研修(助言者研修も含む)。

■支援額

原則として年度内に総額**5万円**を上限とする。

■申請締切

常時



経験年数別牧師・主事研修会

過去支援を行った研修の内容

- ・全国壮年大会
 - ・全国女性大会
 - ・経験年数別研修会
 - ・「式文」フォーラム
 - ・臨床牧会実習(スピリチュアルケア)
- 等…

講師派遣支援

■概要

- ・派遣制度の活用は 1つの連合で年1回まで。
- ・教会教育に関しては、連合だけでなく、ブロック、複数教会での申請も出来る。
 - ・教会活動講師派遣 → 地方連合に対する補助
 - ・教会教育講師派遣 → 地方連合、ブロック、複数教会に対する補助
 - ・教会音楽講師派遣 → 地方連合に対する補助
 - ・執事役員研修会講師派遣 → 地方連合、複数教会での合同開催

■要件

- ・支援は基本的には交通費に充てられる。支援額は、少額の交通費(バス代等)を除いた主要区間のJR料金あるいは航空運賃とする。
- ・原則として連合の口座に振込。
- ・尚、連盟の講師派遣という制度上の目的から、講師選定については、極力連盟関係者であることが望ましい。
- ・研修会等が終わったら、簡単な報告書を提出する。

■支援額

上限 5 万円

■申込方法

- ・電話で連盟宣教部国内伝道室に相談をし、申請書類などを送ってもらうように依頼する。
- ・申請書に必要事項を記入し、宣教部国内伝道室宛に送付する。

■申請締切

予算の枠内で常時受け付けている。

